

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団 体 名	静岡県立静岡がんセンター						
プランの名称	静岡がんセンター病院事業経営見通し(静岡がんセンター病院改革プラン)						
策 定 日	平成	21年	3月	23日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成 23年度			
病院の現状	病 院 名	静岡県立静岡がんセンター					
	所 在 地	静岡県駿東郡長泉町下長窪1007					
	病 床 数	一般病床569床(平成21年4月まで557床、5月以降569床)					
	診 療 科 目	脳神経外科、頭頸科、呼吸器外科、食道外科、胃外科、腹膜播種科、大腸外科、肝・胆・膵外科、乳腺外科、乳がん集学治療科、婦人科、泌尿器科、眼科、皮膚科、形成外科、整形外科、口腔外科、消化器内科、女性内科、呼吸器内科、原発不明科、血液・幹細胞移植科、小児科、腎・内分泌・代謝科、緩和医療科、循環器科、感染症科、リハビリテーション科、精神腫瘍科、神経内科、麻酔科、集中治療科、内視鏡科、画像診断科、生理検査科、放射線治療科、陽子線治療科、病理診断科 (計38診療科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>静岡がんセンターは、本県がん対策の中核を担う高度専門医療機関としての高度・先進医療の提供に加えて、本県の「がん医療の均てん化」を推進する県がん診療連携拠点病院としての役割を果たしていく。</p> <p>また、これまでの静岡がんセンターの診療に対する姿勢として「患者さんの視点の重視」を基本理念に、「がんを上手に治す」、「患者さんと家族を徹底支援する」、「成長と進化を継続する」の3つを患者さんへの約束として取り組んできており、今後もこの理念を大切に、診療に取り組んでいく。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>効率的な経営を行いつつ、静岡がんセンターが県内がん医療の中核的な役割を果たしていくため、病院負担とすることが適当でない経費及び病院負担が困難な経費について、国の定める基準等に従って県の一般会計から負担する。</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100.3%	100.8%	101.3%	101.0%	101.6%	
	病床利用率	86.6%	87.3%	87.4%	87.8%	88.3%	
	職員給与費比率	46.9%	47.5%	50.7%	48.8%	47.6%	
上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・診療収益等の収入の確保と経営効率化による経費の削減により、今後も経常黒字の定着化を図る。 ・病床利用率の着実な向上を図り、診療収益を確保していく。 ・職員給与費については、医師、看護師の人材確保に努め、適正な水準を維持していく。 						

				団体名 (病院名)	静岡県立静岡がんセンター		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
患者満足度		97.0%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	(外来)
		98.7%	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	(入院)
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	臨床指標を用いた目標設定と達成に努め、経営状況の改善と医療の質の向上を図る。また、庁舎管理業務等において民間委託を活用するとともに、仕様の見直しや複数年契約により経費節減を図っていく。					
	事業規模・形態の見直し	○全床開棟に向けた段階的な開棟計画の実施 看護師確保の状況等に応じて、段階的な増床を行い、早期の全床開棟を目指す。 ※看護師確保対策として以下の取り組みを実施 ・院内教育の充実、高いケア技術の評価等の積極的PR ・専任リクルーターによるリクルート活動 ・他病院からの長期研修の受け入れ(人材交流)					
	経費削減・抑制対策	(1)経費の削減 ・委託料の仕様見直し等による節減 ・複数年契約の導入 ・保守点検の見直し(フルメンテナンスからオンコール対応へ) ・価格調査による値引交渉 ・再リースの活用 (2)薬品費の削減 ・県立4病院で統一価格交渉による大幅な値引きの獲得 特に大量に購入する薬剤については直接メーカーに値引交渉を実施 (3)診療材料費の削減 ・価格調査等を行い、それを元に値引交渉を実施 ・同等廉価品への切り替えの促進 ・品目数の絞込み					
	収入増加・確保対策	(1)病床利用率の向上による入院患者数の増加と患者一人当たりの収益の確保 ・麻酔科医、看護師など不足する医療従事者の確保 ・平均在院日数の短縮(効率的なベッドコントロールや適切なクリティカルパスの適用) (2)外来延患者数の増加と患者一人当たりの収益の確保 ・手術前、手術後における化学療法患者数の増加への対応 (3)手術件数の確保 ・麻酔科スタッフの充実と、手術室の効率的な運用 (4)適正な診療報酬請求 ・診療報酬対策委員会による審議を通じた適正な請求 (5)未収金対策 ・クレジットカードの利用促進、分納希望者への対応、高額療養費制度の周知 ・発生した未収金について臨宅催告などにより、督促を強化し早期回収 (6)治験受託収入の確保 ・治験の契約件数の増加に努め、治験受託収入を確保 (7)資金運用による収益の確保 ・短期資金計画における余裕資金を活用した定期預金への預け入れによる利息の確保					
	その他						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	84.1%	18年度	82.5%	19年度	86.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	・平成14年度の開設時には、外来患者数を720人/日と想定していたが、近年の化学療法患者の増加等に伴い、27年度には1,200人/日まで増加していくと見込まれている。 このため、病院本棟内の医局や事務局等の管理部門を新たに建設する管理棟に移転し、外来部門を中心に病院本棟内の診療機能を拡大する施設整備を行い、平成24年4月からの運用を予定している。 ・電子カルテを始めとする病院情報システムについて、医師の入力業務に対する負荷軽減やレスポンスの向上などの機能改善を踏まえた更新整備を行い、平成22年1月からの稼働を予定している。					

団体名 (病院名)	静岡県立静岡がんセンター
--------------	--------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次保健医療圏である駿東田方地区内には、がんの集学的治療を担う医療機関として以下の4病院が指定されている。 ・静岡県立静岡がんセンター ・独立行政法人国立病院機構静岡医療センター ・沼津市立病院 ・順天堂大学医学部附属静岡病院	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	二次保健医療圏内における関係機関との協力のもと、唯一の県がん診療連携拠点病院として、今後も医療連携体制の整備等の責務を果たしていく。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年3月30日付けで「静岡県保健医療計画」を策定	<内容> ○静岡県保健医療計画の概要(駿東田方保健医療圏) ・当医療圏は南北に長く面積が広大である上に、人口が多い医療圏であることから、公立病院は、圏域全体の医療体制が維持されるよう、他の中規模以上の病院や小規模病院、診療所と役割分担の明確化、連携強化を一層進める必要がある。 ・医療資源が少ない隣接医療圏の高度医療を支えることが求められるため、これら隣接医療圏の医療機関との連携強化もあわせて進める必要がある。 ○県立静岡がんセンターにおける対応 ・県がん診療連携拠点病院として、関係機関の協力のもと、医療連携体制の整備等に取り組んでいく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	静岡がんセンター内の経営戦略会議において、計画期間中に随時進捗状況の評価を行う。 また、評価結果に基づき、目標達成に向けた取組を進めていく。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年7月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	静岡県立静岡がんセンター
--------------	--------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	13,942	15,283	15,941	16,026	16,900	17,908
	(1) 料 金 収 入	13,347	14,649	15,302	15,382	16,237	17,225
	(2) そ の 他	595	634	639	644	663	683
	うち 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	2. 医 業 外 収 益	6,560	6,714	6,790	7,013	7,146	7,134
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	5,919	5,917	5,920	6,028	6,028	6,028
	(2) 国 (県) 補 助 金	1	22	25	51	51	51
	(3) そ の 他	640	775	845	934	1,067	1,055
	経 常 収 益 (A)	20,502	21,997	22,731	23,039	24,046	25,042
	入	1. 医 業 費 用 b	19,452	20,558	21,228	21,247	22,244
(1) 職 員 給 与 費 c		6,817	7,168	7,573	8,126	8,251	8,520
(2) 材 料 費		5,092	5,753	5,977	6,109	6,294	6,784
(3) 経 費		4,073	4,131	4,557	5,079	5,097	5,116
(4) 減 価 償 却 費		3,359	3,397	3,015	1,810	2,440	2,478
(5) そ の 他		111	109	106	123	162	172
2. 医 業 外 費 用		1,344	1,374	1,322	1,505	1,553	1,574
(1) 支 払 利 息		834	818	792	865	907	918
(2) そ の 他		510	556	530	640	646	656
経 常 費 用 (B)		20,796	21,932	22,550	22,752	23,797	24,644
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 294	65	181	287	249	398	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	2	2	1	1	1	1
	2. 特 別 損 失 (E)	457	347	461	81	81	81
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	△ 455	△ 345	△ 460	△ 80	△ 80	△ 80
純 損 益 (C)+(F)	△ 749	△ 280	△ 279	207	169	318	
累 積 欠 損 金 (G)	3,489	3,769	4,047	3,840	3,671	3,353	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	10,949	12,130	11,877	11,159	11,457	11,747
	流 動 負 債 (イ)	2,306	1,802	1,466	1,607	1,404	1,482
	うち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	翌 年 度 繰 越 財 源 (ウ)	0	0	0	0	0	0
	当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差 引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)}	△ 8,643	△ 10,328	△ 10,411	△ 9,552	△ 10,053	△ 10,265
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△ 1,437	△ 1,685	△ 83	859	△ 501	△ 212	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.6%	100.3%	100.8%	101.3%	101.0%	101.6%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 62.0%	△ 67.6%	△ 65.3%	△ 59.6%	△ 59.5%	△ 57.3%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	71.7%	74.3%	75.1%	75.4%	76.0%	77.6%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	48.9%	46.9%	47.5%	50.7%	48.8%	47.6%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地 方 財 政 法 上 の 資 金 不 足 の 割 合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 上 の 資 金 不 足 比 率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	82.5%	86.6%	87.3%	87.4%	87.8%	88.3%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	静岡県立静岡がんセンター
--------------	--------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	479	601	2,602	4,708	1,788	1,682
	2. 他会計出資金	2,373	2,566	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	4	12	0	0	0
	7. その他	11	5	14	6	0	0
	収入計 (a)	2,863	3,176	2,628	4,714	1,788	1,682
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	177	463	910	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	2,863	2,999	2,165	3,804	1,788	1,682	
支 出	1. 建設改良費	540	620	2,622	4,720	1,788	1,682
	2. 企業債償還金	3,637	3,965	2,817	1,679	1,914	2,468
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	505	496	508	500	0	0
	支出計 (B)	4,682	5,081	5,947	6,899	3,702	4,150
差引不足額 (B)-(A) (C)		1,819	2,082	3,782	3,095	1,914	2,468
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	1,819	2,082	3,782	3,095	1,914	2,468
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (D)		1,819	2,082	3,782	3,095	1,914	2,468
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		177	463	910	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		△ 177	△ 463	△ 910	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 5,901,093	(0) 5,899,997	(0) 5,899,804	(0) 6,000,000	(0) 6,000,000	(0) 6,000,000
資本的収支	(0) 2,373,398	(0) 2,565,981	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 8,274,491	(0) 8,465,978	(0) 5,899,804	(0) 6,000,000	(0) 6,000,000	(0) 6,000,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。